

世田谷区告示第 5 5 3 号

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 4 条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、紛失によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成 4 年 7 月世田谷区規則第 8 6 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 紛失によるもの

砧総合支所許可分

品川 6 2 - 2 7